

マイホーム取得をご検討中のみなさまへ



いま子育て中の方に！

空き家バンクを利用する方に！

【フラット35】 地域連携型



子育て支援の場合

当初 **5** 年間 年 **0.5** %金利引下げ

空き家対策の場合

当初 **5** 年間 年 **0.5** %金利引下げ

【フラット35】S や 【フラット35】子育てプラス との併用でさらに金利引下げ！

※ 1 【フラット35】S又は【フラット35】子育てプラスの併用も可能（詳細は裏面へ）

※ 2 【フラット35】地域連携型とは、子育て支援や地方移住者等について積極的な取組を行う地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による補助金交付などとセットで【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

○山梨市空き家バンク登録物件
○山梨市空き家提供事業奨励金




山梨市

地域資源開発課
地域資源活用担当

☎ 0553-22-1111

のご相談は

【フラット35】に関するご相談は  住まいのしあわせを、ともにつくる。住宅金融支援機構

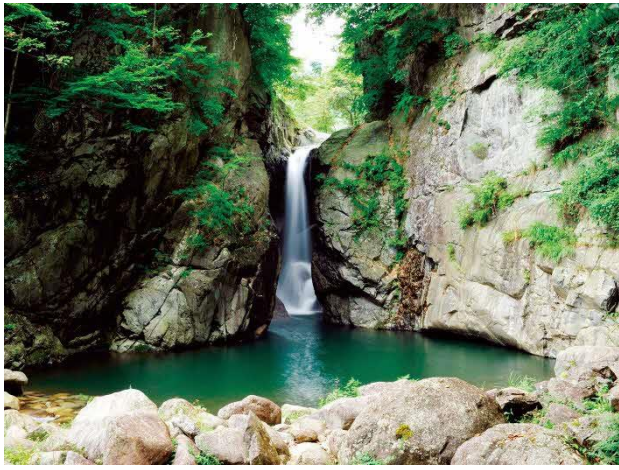
お客さまコールセンター

☎ 0120-0860-35 (通話無料)

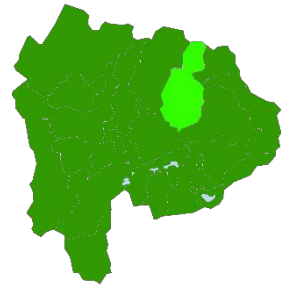
営業時間 9:00~17:00 (祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)

ご利用いただけない場合(国際電話など)は、次の番号におかけください。

☎ 048-615-0420 (通話料金がかかります。)



山梨市



誇れる日本を、ここ山梨市から。



山梨市



山梨市空き家利活用事業奨励金 交付要綱に係る交付金

【主な要件】

- 山梨市空き家バンク登録物件について、売買契約等を締結する方。
- 転入者で、同一世帯に18歳未満の世帯員が属する場合は交付金が加算されます。
- 補助金交付対象者が移住者の場合、当該登録物件に5年以上継続して居住することを予定していること。

【交付金額】

物件所有者と利用者それぞれに **10万円**

転入者と同一世帯に18歳未満の世帯員がいる場合
10万円を加算します



【フラット35】 地域連携型

空き家対策の場合

当初 **5** 年間 年 **0.5** %金利引下げ

【主な要件】

- 当該事業を利用する者。

子育て支援の場合

当初 **5** 年間 年 **0.5** %金利引下げ

【主な要件】

- 当該事業を利用する者のうち、左記の要件に該当する者。



※1【フラット35】S や【フラット35】

子育てプラス でさらに金利引下げ

※2【フラット35】S と【フラット35】

子育てプラス の併用も可能

詳しくはこちら



※地方公共団体の補助金交付等が終了した場合、受付を終了します。詳細は各地方公共団体にお問い合わせください。

<注意事項> ●【フラット35】地域連携型を利用するには、地方公共団体から「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。●【フラット35】地域連携型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト（www.flat35.com）でお知らせします。また、地方公共団体による補助金の交付等が終了した場合も受付を終了させていただきます。補助金の交付等についての詳細は、各地方公共団体にお問い合わせください。●【フラット35】地域連携型の内容などの詳細は、フラット35サイト（www.flat35.com）をご覧ください。●【フラット35】Sとは、【フラット35】をお申込みのお客さまが、省エネルギー性、耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。●【フラット35】子育てプラスとは、子育て世帯または若年夫婦世帯に対して全国一律で子どもの人数等に応じて一定期間借入金利を引き下げる制度です。詳細は、フラット35サイト（www.flat35.com）でご確認ください。●【フラット35】S、子育てプラス等の金利引下げメニューには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。●【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件のご利用いただけません。機構では、申込ご本人またはご親族の方が実際にお住まいになっていることを定期的に確認しています。●外国籍の方が【フラット35】をお申込みになる場合は、通常の申込要件に加えて「永住者」または「特別永住者」の資格が必要です。